

第4節 英国 (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)

労働施策

(参考) 1ポンド = 138.96円 (2020年期中平均)

2020年1月末のEU離脱を受けて、2021年1月から新たな就労ビザ制度の運用が開始されている。新制度では、従来就労ビザが不要とされていたEEA諸国¹の国籍所有者を含めた外国人について、ポイントベース制度による審査を経て就労ビザが発給されることとなった。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、休業させた労働者への給与補償制度や自営業者への支援制度、福祉給付の増額が行われているほか、訓練制度における補助額の加算などが実施されている。

加、失業者数の減少など全体として雇用の回復を示していたが、直近の雇用状況は悪化している。

(2) 実施機関及び一般雇用対策

雇用年金省 (Department for Work and Pensions) が主に実施しており、教育省 (Department for Education) が訓練に関連した対策を実施している。職業紹介や失業保険の給付等は、公共職業安定機関であるジョブセンター・プラス (Jobcentre Plus)² (雇用年金省の一組織) が行っており、ワークコーチ (Work Coach) と呼ばれる雇用年金省職員がパーソナル・アドバイザーとして窓口業務に従事している。

なお、職業訓練など一部の政策に関してはスコットランド・ウェールズ・北アイルランドの各政府に委譲されている。

1 経済情勢

2019年の実質GDP成長率は1.3%。新型コロナウイルスの影響で2020年第2四半期はマイナス19.8%と大きく落ち込み、第3四半期はその反動で15.5%のプラス成長となった。

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

新型コロナウイルス感染が広がる前は雇用者数の増

イ 雇用と健康プログラム (Work and Health programme)

健康上の問題や障害をもつ者などが安定した職に就くことを支援するプログラムで、北アイルランドを除く地域で2017年11月から段階的に開始された。対象とな

表1-4-1 実質GDP成長率

年	2016	2017	2018	2019				2020			
				Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	
実質GDP成長率	1.7	1.7	1.3	1.3	0.6	0.0	0.3	0.1	-2.5	-19.8	15.5

資料出所：英国国家統計局 (ONS)

注：各四半期の値は対前期比、季節調整済み値。

表1-4-2 雇用・失業の動向

年	2015	2016	2017	2018	2019		2020			
					Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	
就業者数	31,285	31,744	32,057	32,439	32,799	32,753	32,934	33,005	32,671	32,507
雇用者数	26,504	26,771	27,065	27,494	27,652	27,620	27,726	27,879	27,826	27,847
失業者数	1,781	1,633	1,476	1,380	1,306	1,306	1,290	1,365	1,381	1,624
失業率	5.4	4.9	4.4	4.1	3.8	3.8	3.8	4.0	4.1	4.8
25歳未満	14.9	13.3	12.3	11.6	11.4	11.9	11.3	12.1	12.9	14.6

資料出所：英国国家統計局 (ONS)

注：四半期の数値は季節調整値。

■1) EEA加盟国は、EU加盟国と、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーである。なお、EEA加盟国のうちアイルランド国籍の者は引き続き就労ビザは不要とされている。

■2) イングランド、ウェールズ、スコットランドに638拠点 (2019年4月30日現在)。北アイルランドは地方政府に分権されている。

米
国

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ッ
チ

(労働施策)
英
国

E
U

米
国

るのは、以下の者である³。対象者のうち、②に該当する者は参加が義務付けられているが、①と③に該当する者は、参加は任意で、福祉給付等の給付は要件となっていない。

- ① 健康上の問題を持つ者、障害を持つ者
- ② 2年以上失業し、求職者給付または普遍的給付⁴を受けている者
- ③ 介護している者や退役軍人、ホームレス、難民などの就職困難層

ジョブセンター・プラスが対象者の就職及び就職後の定着支援を民間業者に委託している。具体的な支援内容は委託業者に任されており、原則として15か月間経過後仕事を得られない場合には、再びジョブセンター・プラスにて求職支援活動が行われる。

ロ トライアル雇用 (Work Trials)

週当たり労働時間が16時間以上で雇用期間が13週間以上であることが見込まれる求人について、求職者給付等の給付を受けながら試用として働く機会を与える制度。トライアル雇用の期間は想定される雇用期間が6か月以下の場合最大5日間、同6か月以上の場合最大30日間とされ、試用される者と事業主であらかじめ合意することとされている。期間中、事業主は賃金を支払う必要はなく、対象者は給付を受け続ける。

トライアル雇用の受入れを希望する事業主は、ジョブセンター・プラスとトライアル雇用に対する合意を結ぶこと、トライアル雇用の期間中はトライアル雇用参加者以外に当該求人に対する採用候補者がいない状態であればならない。

ハ ナショナル・キャリア・サービス (National Careers Service)

イングランド⁵において、キャリアや学習、就業について情報の提供やアドバイス、ガイダンスを行うサービスで、教育省教育・訓練助成局 (Education and Skills Funding Agency) が所管し、民間業者に委託されて

いる。技能に応じた仕事の紹介、教育・訓練の案内、面接スキルの向上や適切な履歴書の書き方など求職活動に関するアドバイスを実施している。

ニ 業種別ワークアカデミー (Sector-based work academies)

教育訓練、就労体験、面接を組み合わせた就労支援政策で、イングランドとスコットランドにおいてジョブセンター・プラス、訓練機関及び事業者の連携により実施されている。求職者給付等の失業関連給付を受けている者に対し、地域の労働市場の需要に基づいた業種において実施される。参加は任意だが、適切な理由なく中断する場合は、給付の支給停止の制裁がある。

ホ 雇用体験 (Work Experience)

①18歳～24歳の若年者、②25歳以上で最近働いていない者、に対し原則として2～8週間の間、週25～30時間程度、実際の職場で就業体験を実施する。期間中、受入先は給与を支払う必要はなく、対象者は給付を受け続ける。雇用体験への参加は任意だが、職場において窃盗・暴力行為など懲戒免職に値する行動を行った者に対し、給付の支給停止の制裁がある。

ヘ 新事業手当 (New Enterprise Allowance)

新型求職者給付や普遍的給付等⁶の受給者やそのパートナーを対象に新規起業を支援する制度である。事業アイデアの構築支援、最大26週間の手当、起業資金の融資⁷などが受けられる。

(3) 若年者雇用対策

イ 若者の義務 (Youth Obligation)

18歳～21歳で普遍的給付 ((8) 参照) の新規給付申請者を対象に行われる。申請日から3週間、求職活動の能力を高めるための「集中活動プログラム (Intensive Activity Programme)」が行われる。その後、6ヶ月間ワークコーチの面談を受けつつ求職活動を行う。それで

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ツ

英
国
(労働
施策)

E
U

■3) ただし、スコットランド及びロンドンやマンチェスターなど一部地方自治体に権限が委譲されている場合には要件が異なる。例えばロンドンでは1年以上の長期失業者がプログラムの対象とされている。
 ■4) これらの給付制度については2 (7) 及び (8) を参照。
 ■5) スコットランド、ウェールズ、北アイルランドでも各地方政府により同様のサービスが提供されている。
 ■6) これらの給付については2 (7) 及び (8) を参照。
 ■7) 手当は合計1,274ポンド、融資は25,000ポンドを上限とする。

も就職できない場合には、個人の状況等に応じて、①業種別ワークアカデミー（(2)ニ参照）、②トレイニーシップ（ニ参照）、③雇用体験（(2)ホ参照）が提供される。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、本プログラムは実施が一時中止されている。

ロ ジョブセンター・プラスの学校支援サービス（Job-centre Plus Support for Schools）

イングランドの12歳～18歳の生徒を対象にジョブセンター・プラスが学校の希望に応じて仕事に関する講義等のサービスの提供を行う。内容は主に①養成訓練やトレイニーシップに関する講義、②地元企業と学校の関係あっせん、③生徒に対する職場体験の提供、④地元の雇用機会に関する講義、などとなっている。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により本プログラムは一時中止されている。

ハ 国民保険料の免除措置

若年者の雇用促進のため、21歳未満の労働者又は養成訓練制度⁸における25歳未満の訓練生を雇用する事業主は、報酬上限額（Upper Earnings Limit: UEL、週962ポンド（2020年度⁹））までの国民保険料の雇用主負担分が免除されている。

ニ トレイニーシップ（Traineeship）

イングランドの16歳～24歳の者¹⁰で規定資格枠組み（RQF）¹¹レベル4以上の資格を持っておらず、失業中であり、就業経験が全くない、あるいはほとんどない者を対象とする制度である。最大1年間無償で実際の職場で働きながら、必要に応じて英語や数学の学習支援を受けることで、就業や養成訓練への参加を目指す。雇用のためのプラン（Plan for Jobs、5（2）参照）により2020年9月から、対象者（RQLレベル3所持者も対象に追加）の拡大や期間（最大6か月間を1年間に）の延長が行われたほか、2020年9月から2021年7月まで

の間、新規にトレイニーシップの受入を行った事業主に対して1人当たり1,000ポンド（1事業主あたり10人を上限とする）が補助される時限措置が実施されている。

ホ ニート対策

学校にも、雇用にも、職業訓練にも参加していない16歳～18歳の若年者（Young people who are not in education, employment or training : NEET）の対策として2013年以降、16歳でのフルタイム義務教育¹²の終了後、18歳までの2年間の教育または訓練の継続が義務付けられている。

(4) 高齢者雇用対策

年齢を理由とする差別は2010年平等法（Equality Act 2010）により禁止されている。ただし、例えば正当な目的を達成するために適当であるなどの正当な理由がある場合には、違法な差別にはならないとされている。2011年10月1日以降、事業主による標準退職年齢の設定は原則としてできないこととされている。¹³

政府は高齢者雇用を促進するため、2017年3月に高齢者雇用の必要性や高齢者がよりよい労働生活を送るために推進すべき施策をとりまとめた指針“Fuller Working Lives”を公表したほか、高齢者雇用を支援するため必要な情報をまとめたウェブサイトを公開している。また、50歳以上の失業者の再就職を支援するため、ジョブセンター・プラスの地域ごとにスタッフ¹⁴を配置し、50歳以上の失業者を雇い入れることのメリットを事業主に広報するなどの活動が行われている。

(5) 外国人労働者対策

EU離脱を受けて、2021年1月から新たな制度が導入された。英国国籍またはアイルランド国籍¹⁵を有していない者はポイントベース制度（Point Based System）による審査を経てビザが発給されることとなっ

■8) 2（6）ニ参照。

■9) 4月6日から翌年4月5日。

■10) EHCプラン（学習上の困難があり特別な教育的な手だてを必要とする児童や若者に発行される公的証明書）を有する者は25歳以上でも可。

■11) 2（6）ロを参照。

■12) 5歳～16歳までの11年間。

■13) 合理的な目的を達成するために相応な手段であることを事業主が立証できる場合には引き続き標準退職年齢を設けることが可能である。

■14) これらスタッフはolder claimant championsと呼ばれている。

■15) なお、アイルランド国籍を有する者は共通旅行地域（Common Travel Area）の制度により居住・就労が可能。

米
国

た。ただし、EEA加盟国¹⁶及びスイス国籍の者のうち、2020年末までに入国した者は2021年6月末までに「EU定住スキーム（EU Settlement Scheme）」に登録することで引き続き在留することが可能である。

2021年に導入された新しい制度における就労ビザの概要は表1-4-3のとおり。

表1-4-3のうち技能労働者、技能労働者（介護と医療）については、表1-4-4に定めるポイント制度におい

て70点以上とならなければならない。

(6) 職業能力開発

イ 実施機関等

実施管理と予算配分については、教育省教育・技能助成局及び地方自治体で行われている。¹⁹

職業資格枠組みにおける資格・評価を行う機関として資格・試験規制局（Office of Qualifications and Ex-

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ッ

表 1-4-3 就労ビザの概要

技能労働者 (Skilled Worker)	英国定住者で充当できない人材を外国から雇用するためのビザ。規定資格枠組み (RQF) ¹⁷ レベル3 (高校卒業レベル) 以上が必要とされる職 ¹⁸ が対象。技能労働者 (Skilled Worker) ライセンスを持つ企業が発行する身元引受証書 (COS) に加えて、本人が表1-4-4に示すポイント制度で70ポイント以上となる必要がある。
企業内転勤・研修 (Intra-Company Transfers and Intra-Company Graduate Trainees)	企業が英国外で採用した人材 (駐在員や研修生) を英国内に異動させるためのビザ。規定資格枠組み (RQF) レベル6 (大卒レベル) 以上が必要とされる職が対象。企業内異動 (ICT) ライセンスを持つ企業が発行する身元引受証書 (COS) が必要。
技能労働者 (医療と介護) (Skilled Work: Health and Care Visa)	英国定住者で充当できない医療・介護人材を外国から雇用するためのビザ。国民保健サービス (NHS) や社会福祉施設、NHSへのサービスプロバイダーから指定された業種で採用通知を取得していることに加えて、本人が表1-4-4に示すポイント制度で70ポイント以上となる必要がある。
グローバルタレント (Global Talent)	世界レベルの才能をもつ人材向けのビザで、政府が指定した機関・団体によって「才能がある」と承認 (endorsement) されること。
単独代表者 (Representative of an Overseas Business visa, Sole Representative)	外国企業が英国に子会社や支店を設立する目的で、アイルランド以外の外国から最初の従業員を英国に入国・滞在させる場合に取得が可能。
スタートアップとイノベーター (Start-up and Innovator)	政府が指定した機関によって「革新的な起業のアイデアがある」と認定 (endorsement) されることがビザ発給の要件。いずれも個人が対象で、スタートアップビザは就業経験や出資金を要件としていないが、イノベータービザはビジネス経験のある者を対象とし、5万ポンドの出資金を用意することを要件としている。スタートアップには2年、イノベーターには3年の在留許可が与えられる。
青少年交流 (Youth Mobility Scheme)	ビザの有効期間開始時に18歳以上、申請時30歳以下の者を対象としており、最大24カ月の在留が可能。

この他にも、スポーツ関係者 (Sporting routes)、創造的業務 (Creative route)、慈善団体関係者 (Charity)、宗教関係者 (Ministers of Religion and Religious Workers)、政府が許可した人的交換 (Government Authorised Exchange)、国際協定に基づく入国者 (International Agreement) などのビザがある。滞在が可能な期間はビザによって異なる。

表 1-4-4 技能労働者に対するポイント制度の内容

要件		ポイント
必須要件	求人	20ポイント
	適切な技能レベルの職業	20ポイント
	必要水準の英語能力	10ポイント
賃金水準	年25,600ポンド以上かつ職種標準賃金 (going rate for the profession) 以上	20ポイント
	年23,040ポンド以上かつ職種標準賃金の90%以上	10ポイント
※賃金は年20,480ポンドかつ職種標準賃金の80% (労働市場新規参加者は70%) 以上でなければならない。		
職業不足リストにある職業		20ポイント
医療・教育職	指定された医療・教育職で、賃金が該当職種の全国給与水準 (relevant national pay scale) 以上である場合	20ポイント
教育水準	博士号を保有する場合	10ポイント
	職業に関連する科学・技術・工学・数学 (STEM) 分野の博士号を有する場合	20ポイント
新規労働市場参入者 (New entrants)	学生ビザからの変更、26歳未満等のいずれかの要件を満たす場合	20ポイント

(労働
施策)
英
国

E
U

■16) EEA加盟国は、EU加盟国と、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーである。
 ■17) 規定資格枠組み (RQF) については、2 (6) 口を参照。
 ■18) 外国人労働者本人が有する資格ではなく、外国人労働者が就く職が求める技能レベルが要件とされていることに留意。
 ■19) 19歳以上の成人を対象とした教育・訓練に対する助成及び監督については、教育省の執行機関 (executive agency) である教育・技能助成局が行い、16歳から19歳までの若年者の教育・訓練に対する企画・助成については地方自治体が行っている。

aminations Regulation: Ofqual) が設けられている。

職業教育訓練の実施機関である教育訓練プロバイダーとしては、継続教育カレッジ (Further Education College)²⁰のほか、民間の職業訓練プロバイダー、ラーンダイレクト・センター (Learndirect Centre)²¹、ボランティア団体等がある。全てを公的資金で運営する公共職業訓練施設はなく、教育訓練は政府の職業教育訓練政策に沿って教育訓練プロバイダーが教育訓練プログラムを提供し、その実績に対して公的資金が助成されている。

なお、スコットランド・ウェールズ・北アイルランドの職業能力開発政策についての権限は各政府に委譲されている。

□ 職業資格枠組み

(イ) 概要

イングランド及び北アイルランドでは、規定資格枠組み (Regulated Qualifications Framework: RQF) が枠組み制度とされている。なお、ウェールズ及びスコットランドはそれぞれ別の枠組み制度を有する。

表 1-4-5 規定資格枠組み (RQF) とその他の資格枠組みとの関係

全国職業資格 (NVQ)	規定資格枠組み (RQF)	高等教育資格枠組み (FHEQ)
レベル5	レベル8	レベル8: 博士
	レベル7	レベル7: 修士
レベル4	レベル6	レベル6: 第1学位 (学士相当)
	レベル5	レベル5: 応用準学位、ファンデーション ディグリー (foundation de- gree) (注) など
	レベル4	レベル4: 高等教育サーティフィケート (Certificates of higher education) など
レベル3	レベル3	(後期中等教育レベル)
レベル2	レベル2	(義務教育修了レベル)
レベル1	レベル1	
	入門	入門3
		入門2
		入門1

資料出所: 資格・試験規制局 (Ofqual) 資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

注: Foundation Degree とは、短期高等教育の修了者に授与される学位で、日本では短期大学士相当である。

(ロ) 規定資格枠組み (RQF)

レベル付けなどの大枠が「承認のための一般遵守事項」²² で定められている。各資格は名称・レベル・資格取得に必要な時間及び指導学習時間について定められており、データベースに登録され、インターネット上で公開されている。

レベルは、入門1~3、レベル1~8の11段階とされている。規定資格枠組み (RQF)、全国職業枠組み (NVQ)²³、高等教育資格枠組み (FHEQ) の関係は表 1-4-5 のとおりとなっている。

ハ 中等教育における職業教育

職業資格について、普通教育資格との同等性の実現を目指し、大きく分けて4種類の職業教育が学校で実施されている。

表 1-4-6 中等教育における職業教育

応用一般資格 (Applied General Qualifications)	応用分野での学習を通じたさらなる学習を目指す16歳~19歳の学生を対象としたRQFレベル3の資格。この資格単独または他の教育資格と組み合わせることで、高等教育機関への入学が可能。
職業技術資格 (Tech Levels)	特定の業種における専門性を身につけるあるいは特定の職業に就業することを旨とする16歳以上の学生を対象としたRQFレベル3の資格。
技術サーティフィケート (Technical Certificate)	特定の業種における専門性を身につけるあるいは特定の職業に就業することを旨とする16歳以上の学生を対象としたRQFレベル2の資格。
技術アワード (Technical awards)	14~16歳の学生を対象とする、応用知識や実践的な技能を身につけることを目的としたRQFレベル1及び2の資格。

ニ 養成訓練制度 (Apprenticeships)

事業主のニーズに沿うように設計された職場実習型訓練であり、訓練参加者は国家認定資格を取得することができる。イングランドにおいては、教育省教育・技能助成局が所管している。

以前は養成訓練プログラムの必要条件を定義した枠組みに基づき運営されていた (framework-based apprenticeship) が、細かく定義されすぎたことでわかりにくく、柔軟性が乏しいとの指摘が出ていた。このた

■20) 義務教育 (16歳まで) 終了後、大学進学を目指して引き続き在学する若者以外の若者を対象として職業教育訓練等を実施する機関。

■21) e-ラーニングによる教育訓練コースを提供する機関。産業大学 (University for Industry: Ufi) により運営。

■22) General Conditions of Recognition。資格授与団体に対し満たすべき要件を定めている。

■23) 資格の全国的な統一基準が欠落していたことを受けて1986年に創設された。

米
国

め、事業主のニーズに合った、わかりやすく柔軟な制度とすることを旨とし、事業主のグループが設計する養成訓練基準（Apprenticeship standards）が導入された。2020年8月以降の新規養成訓練はすべて養成訓練基準に基づいて実施されている。

養成訓練の実施にあたって、事業主は政府に登録した訓練提供事業者と契約するか、自ら政府に登録して訓練提供者となる。

16歳以上でフルタイムの学生でないイングランドの住民が訓練を受けることができ、RQFレベル2以上の職業資格の取得を目指す。既に雇用されている労働者も訓練生になることが可能である。

事業主の給与支払額の年間300万ポンド以上の部分のうち、0.5%が養成訓練負担金（Apprenticeship Levy）として徴収されており、徴収された額は各事業主の口座に付与される²⁴とともに、口座拋出額の10%相当額が政府から口座に付与される。事業主は口座に付与されてから24ヶ月以内であれば、養成訓練の費用として、職種により定められた上限の範囲内で口座の残高から引き出すことができる。なお、口座に残高がない場合には、不足分の95%が政府から補助される。なお、他の事業者の口座に年間拋出額の25%の範囲内で移管することが可能となっている。

口座から引き出せる額の上限については、訓練する職種別に1,500ポンドから27,000ポンドの30段階のいずれかの額が定められている。これとは別に、①16歳～18歳の者を受け入れた場合、②障害などの理由により特別の支援を受けている19歳～24歳の者を受け入れた場合には、国から事業主・訓練提供者にそれぞれ1,000ポンドの補助がある。また、養成訓練生を2020年8月から2021年3月の期間に新規に受け入れた場合、事業主に対して16歳～24歳の場合2,000ポンド、25歳以上の場合1,500ポンドが補助される時限措置が「雇用のためのプラン（Plan for Jobs、5（2）参照）」により実施されている。

養成訓練は、以下の要件を満たす必要がある。

- 訓練期間は1年以上で、原則として週30時間以上であること²⁵。
- 雇用時間の20%以上がoff-JTであること。
- 訓練生に一定程度の英語や数学の技能がない場合、必要な訓練を提供すること。
- 開始前に訓練生と使用者の間で養成訓練契約を交わすこと。

養成訓練生には最低賃金が適用されるが、19歳未満または訓練開始後1年以内の養成訓練生についてはより低額の最低賃金が適用される。また、養成訓練生は1996年雇用権利法において「労働者」（3（1）参照）として扱われ、通常の労働者と同等の有給休暇を取得できるほか、新型コロナウイルス感染拡大対策として導入された労働者への給与補償制度（5（1）参照）の対象となっている。

実施される訓練は、その難易度に応じて4種類に分類することができる。また訓練の期間はレベル・資格等により異なるが、最長で5年である。

表1-4-7 養成訓練の種類

中級養成訓練 (Intermediate Apprenticeships)	RQFレベル2に相当する資格の取得を目指す。
上級養成訓練 (Advanced Apprenticeships)	RQFレベル3に相当する資格の取得を目指す。
高等養成訓練 (Higher Apprenticeships)	RQFレベル4から7に相当する資格の取得を目指す。
学位養成訓練 (Degree Apprenticeships)	航空工学や勅許鑑定士（Chartered Surveyor）など、学位の取得が養成訓練の課程の一環となっているRQFレベル6及び7に相当する資格の取得を目指す。

(7) 雇用保険制度等

国民保険の納付記録に基づく給付として、失業者に給付される新型求職者給付（New-style JSA）²⁶、長期の疾病や障害、介護などの理由で就労困難な者に対する新型雇用・支援給付（New-style ESA）²⁷がある。

イ 新型求職者給付

国民保険の保険料納付期間が一定以上あり、失業して

■24) イングランド外に居住する就労者に支払った賃金も課税対象となるが、口座に反映される額はイングランドに居住する就労者に支払った賃金相当分のみである。
 ■25) 週30時間に満たない場合は、訓練期間を延長することとされている。
 ■26) 重度障害割増し給付（severe disability premium）の受給資格を持つ者は拋出制求職者給付（Contribution-based JSA）として給付される。
 ■27) 重度障害割増し給付の受給資格を持つ者は拋出制雇用・支援給付（Contribution-based ESA）として給付される。

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ツ

英
国
(労働
施策)

E
U

表 1-4-8 失業保険制度

名称	新型求職者給付 (New style Jobseeker's Allowance (JSA))	
根拠法	求職者法 (1995年)	
運営主体	雇用年金省が管理運営し、公共職業安定機関であるジョブセンター・プラス (雇用年金省の一組織) が給付業務を行う。	
被保険者資格	原則として18歳以上の年金支給開始年齢 (注1) 未満の失業者で、英国に居住している者。16歳及び17歳の者については例外的に受給できる場合がある。	
受給要件	被保険者期間等	① 求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること ② 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと ③ 週40時間以上の就労を行うことができること ④ 求職者協定 (jobseeker's agreement) を締結していること (注2) ⑤ 現在フルタイムの教育を受けていないこと ⑥ 所得補助 (income support) を受けていないこと (注3) ⑦ 当該給付申請直前の2課税年度中、いずれか1年度について報酬下限額 (Lower Earnings Limit: LEL、2020年度 (注4) においては週120ポンド) 以上の賃金を26週以上得ており、かつ両年度とも総報酬が報酬下限額 (LEL) の50週分以上であること
	離職理由	—
	その他	—
給付期間、水準	給付期間は、最長182日 (26週)。 給付水準は、24歳以下最大週58.90ポンド、25歳以上最大週74.35ポンド。(2020年度) パートタイム労働による一定額以上の収入がある場合や週50ポンドを超える年金を受給している場合には、収入を得た分に相当する額が求職者給付の受給額から減額される。	
財源	保険料	国民保険料 (National Insurance) (国民保険は、年金を中心とした、失業等に係る給付を総合的・一元的に行う制度。) 被用者：被保険者適用賦課基準額 (Primary Threshold: PT、週183ポンド) 以上報酬上限額 (Upper Earnings Limit: UEL、週962ポンド) 以下の部分に対し12.0% 報酬上限額 (UEL) 超の部分に対し2.0% 事業主：事業主適用賦課基準額 (Secondary Threshold: ST、週169ポンド) 以上の部分に対し13.8% (2020年度)
	公費負担	原則なし。
実績	受給者数	約6.2万人 (2018年度)
	支給総額	104,443千ポンド (2019年4月～2020年3月) (注5)
	基金残高等	国民保険基金の残高は、369億ポンド (2020年3月末時点) (注5)。

(注1) 2020年12月時点で66歳。2026年4月以降68歳まで引き上げ予定。

(注2) 求職者協定とは、求職活動計画についてまとめた契約であり、受給者とジョブセンター・プラスのパーソナル・アドバイザーとが署名する。正当な理由なく求職活動を拒否する等協定に違反した場合には、求職者給付の給付が停止される措置がある。

(注3) 所得補助は、16歳から年金支給開始年齢未満のひとり親、障害者・高齢者等の介護を行う者等を対象として、週当たりの労働時間が16時間未満かつ貯蓄額が1万6,000ポンド以下の場合に適用される。原則として新規申請は停止しており、普遍的給付に統合される予定。

(注4) この表における年度とは4月6日から翌年4月5日のことをいう。

(注5) 支給総額及び基金残高は北アイルランドを除く数値。

いる者に給付される。

□ 新型雇用・支援給付

長期の疾病や障害、介護など²⁸の理由で就労困難な者に対し支給される。受給開始後13週間のうちに就労能力評価 (work capability assessment) の審査が行われ、障害等の程度が低い就労活動関連グループ (work related activity group) と、就労に向けてより多くの支援を必要とする支援グループ (support group) に分かれる²⁹。

表 1-4-9 雇用・支援給付の最大給付額

(2020年4月～、ポンド/週)		
審査期間 (13週まで) (assessment phase)	25歳未満	58.90
	25歳以上	74.35
本支給 (14週以降) (main phase)	就労活動関連グループ	74.35
	支援グループ	74.35+39.20 (支援加算)

(注) 単身者の場合
資料出所：GOV.UK

就労活動関連グループに属する場合、給付期間は365日間。支援グループに属する場合には年金支給開始年齢まで無期限。

■28) 新型コロナウイルスによる自主隔離の場合にも給付対象となる。ただし、法定傷病給付 (Statutory Sick Pay、病気で休業した労働者に対し、3日間の待期間の後事業主負担で週95.85ポンド (2020年4月以降) 支給される) を受給できる場合、法定傷病給付が優先される。
■29) 「就労活動関連グループ」とは、雇用・支援給付の受給に当たって、家庭医 (GP) による就労不能診断の判断に加え、ジョブセンター・プラスの就労能力評価の審査結果により、障害等の程度が低く、就労に移行しやすいとみなされた者。「支援グループ」は同審査結果により、障害等の程度が高く就労への移行が困難で、多くの支援が必要とみなされた者。

米
国

(8) 福祉給付制度

イ 概要

求職者や低所得者を対象とした新たな給付制度として、普遍的給付への移行が進められており、2018年12月以降は全ての新規受給申請者は原則として普遍的給付の申請をすることとなった³⁰。雇用年金省は、2024年9月末までに普遍的給付に統合される全ての給付制度を廃止し、普遍的給付制度へ移行することとしている。また、福祉給付制度の受給者については、一部の者を除き、給付額に上限が設定されている（ニ参照）。

ロ 普遍的給付 (Universal Credit)

(イ) 概要

求職者や低所得者を対象とした新たな給付制度で、税財源による6つの給付制度（①所得調査制求職者給付、②所得調査制雇用・支援給付、③所得補助 (Income Support)³¹、④住宅給付、⑤児童税額控除、⑥就労税額控除）を統合したものである。

(ロ) 対象

原則として18歳から年金支給開始年齢までの就労世代がいる世帯で、フルタイムの教育・訓練を受けておらず、貯蓄額 (savings) が16,000ポンド以下であること。

(ハ) 給付内容

普遍的給付の基礎額 (standard allowance) に加え、追加手当額 (elements) が世帯ベースで毎月³²支給される。この他、住居費に関する支援も受けることができる。なお、新型コロナウイルス対策の一環として、2020年度の限定措置として基礎額が週20ポンド増額されている。

賃金収入がある場合、賃金収入額の63%が支給停止となる。扶養する子がいるか障害等を持つ者と同居している受給者の場合、賃金収入が一定の額（居住費支援を受けている場合は月292ポンド、受けていない場合は月512ポンド）までは支給停止の対象外とされている。

■30) 重度障害割増し給付の受給資格を持つ者を除く。
 ■31) 所得補助は、一人親や障害者、高齢者等の介護を行う者を対象として、就業時間が週16時間未満かつ低所得の場合に支給される。
 ■32) 北アイルランドでは月2回。スコットランドでは月1回か2回のいずれかを受給者が選択できる（2017年10月4日以降の新規受給者に限る）。

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ツ

英
国
(労働
施策)

E
U

表 1-4-10 普遍的給付給付額 (2020年4月～)

		(ポンド/月)
基礎額 (standard allowance、注1)		
単身者、25歳未満		342.72
単身者、25歳以上		409.89
カップル、両者とも25歳未満		488.59
カップル、どちらかが25歳以上		594.04
追加手当額 (extra amounts)		
1人目の子 (2017年4月5日以前の生まれ)		281.25
上記以外の子 (注2)		235.83
保育費用	費用の85% (注3)	
子が障害を持っている場合		128.25~400.29
本人が障害や健康上の問題を持っている場合		128.25~341.92
障害者の介護を週35時間以上行っている場合		162.92

資料出所：GOV.UK

注1：新型コロナウイルス対策の一環として実施されている週20ポンドの増額を含む（2020年度限定措置）。

注2：2017年4月6日以降に生まれた3人目以降の子には支給されない。

注3：子が1人の場合646.35ポンド、2人以上の場合1,108.04ポンドを上限とする。

普遍的給付の受給者が、ジョブセンター・プラスから求められる求職活動を拒否した場合には給付の支給停止等制裁措置が課される。

ハ 普遍的給付に統合される予定の給付

以下のいずれの給付も原則として新規受給申請はできない。

(イ) 所得調査制求職者給付 (Income-based JSA) (補足的な失業者扶助制度)

新型求職者給付の受給要件を満たしている失業者のうち、保険料納付要件以外の要件を満たしている者や受給期間を使い切った者を対象とする給付。①貯蓄額が16,000ポンド以下、②収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者またはパートナーがいない、の追加要件を満たす場合に支給される。財源は政府の一般財源であり、単身者であるかどうか、単身者の場合年齢により最大給付額が異なる（表1-4-11参照）。

表 1-4-11 所得調査制求職者給付の最大給付額

(2020年4月～、ポンド/週)		
単身者	25歳未満	58.90
	25歳以上	74.35
カップル	両者とも18歳以上	116.80

資料出所：GOV.UK

(ロ) 所得調査制雇用・支援給付 (Income-based ESA)
国民保険の保険料を十分に払っていない等、新型雇用・支援給付が受給できない者に支給される。貯蓄額が16,000ポンド以下の低所得者が対象で、給付額は新型雇用・支援給付と同じであり、要件を満たしていれば給付は年金支給開始年齢まで無期限。

(二) 住宅給付 (Housing Benefit)
賃貸住宅に居住し、賃料を支払っている16歳以上の低所得者³³に対して、住宅費の補助を目的として支給される。各地方自治体が運営しており、受給者の所得や賃料相場等に応じて最高で賃料の全額まで支給される。より公平な制度とするため、必要以上の部屋数の住宅に住んでいる場合には余分な部屋分に相当する給付が削減される。³⁴

(ホ) 児童税額控除³⁵ (Child Tax Credit)
原則として、16歳未満の子（一定の訓練または教育を受けている子の場合20歳未満）がいる低所得世帯³⁶に適用される。控除額が税額を上回る場合、つまり税額から税額控除を差し引くとマイナスの額が算出される場合には、そのマイナス分について税の還付（実際には給付）を行う。

世帯収入が年16,385ポンド（就労税額控除も受ける場合は年6,530ポンド）を超えると、超過1ポンドに

表1-4-12 児童税額控除

児童税額控除 (2020年4月～、ポンド/年)	
家族要素 (family element) (2017年4月5日以前生まれの子がいる場合に支給)	世帯当たり545
子要素 (Child element) (注1)	子1人当たり2,830
障害要素 (disabled child element) (注2)	該当する子1人当たり3,415
重度の障害要素 (severely disabled child element) (注3)	該当する子1人当たり1,385

資料出所：GOV.UK
注1：原則として3人目以降の子に対して子要素は支給されない（2017年4月5日以前に申請をおこなった者で3人目以降の子が2017年4月5日以前に誕生している場合等を除く）。
注2：子要素に加えて支払われる。
注3：子要素及び障害要素に加えて支払われる。

■33) 原則としてフルタイムの学生や16,000ポンド以上の貯蓄を持つ者は対象外。詳細は<https://www.gov.uk/housing-benefit/eligibility>を参照。
■34) 余分な部屋が1部屋の場合賃料の14%相当分が、2部屋以上の場合賃料の25%分が減額される。
■35) 児童税額控除及び就労税額控除は、歳入関税庁が管轄。税額控除額と所得税額との相殺はなされず、税額控除額の全額が歳入関税庁から給付される。給付は、毎週または4週に1度、行われる。
■36) 児童税額控除及び就労税額控除については、財産額は支給要件とは無関係である。

つき児童税額控除（就労税額控除も受けている場合は、児童税額控除と就労税額控除の合計額）が41ペンス減額される。

(ハ) 就労税額控除 (Working Tax Credit)
就労税額控除は25歳以上（子がいる場合・障害を持っている場合には16歳以上）で、原則週16時間以上就労している低所得世帯に適用される。普遍的給付を受給している場合には適用されない。世帯収入が年6,530ポンドを超えると、超過1ポンドにつき就労税額控除（児童税額控除も受けている場合、児童税額控除と就労税額控除の合計額）が41ペンス減額される。なお、新型コロナウイルス対策の一環として、2020年度の限定措置として基礎的要素が週20ポンド増額されている。

表1-4-13 就労税額控除

就労税額控除 (2020年4月～)	
基礎的要素 (basic element) (注1)	世帯当たり3,040ポンド/年
カップル、一人親要素 (Couples and lone parent element) (注2)	世帯当たり2,045ポンド/年
週30時間就労要素 (30-hour element) (注3)	世帯当たり825ポンド/年
障害 (disability element) (注4)	該当者1人当たり3,220ポンド/年
重度の障害要素 (severely disability element) (注4)	該当者1人当たり1,390ポンド/年
保育費用	子が1人：世帯当たり112.50ポンド/週 子が2人以上：世帯当たり210ポンド/週

資料出所：GOV.UK
注1：新型コロナウイルス対策の一環として実施されている週20ポンドの増額を含む（2020年度限定措置）。
注2：基礎的要素に加えて支払われる。
注3：週30時間以上就労した者がいる場合、他の要素に加えて支払われる。
注4：他の要素に加えて支払われる。

二 福祉給付に関する上限設定 (Benefit Cap)

就労を促進し、職に就いていない者に対する福祉給付を抑制するために導入されている。16歳～64歳の就労世代を含む世帯（パートナー及び一緒に住み扶養している子を含む）者に対し、普遍的給付（統合される予定の給付を含む）、新型求職者給付、新型雇用・支援給付、

米
国

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ツ

英
国
(労働
施策)

E
U

児童手当 (Child Benefit、3 (10) 参照)、出産手当 (Maternity Allowance、3 (10) 参照) などの調整対象となる給付³⁷の合計額に対して給付できる額の上限が設定されている。ただし、以下のいずれかに該当する場合には上限は適用されない。

- 就労税額控除 (Working Tax Credit) の対象者がいる世帯
- 本人及びパートナーが年金支給年齢を超えている世帯
- 普遍的給付を受けており、税・国民保険料控除後の世帯所得が月604ポンドを超えている世帯
- 障害者を対象とする給付³⁸の受給者がいる世帯
- 介護をしていることを理由とした給付³⁹の受給者がいる世帯

上限額は表1-4-14のとおり。

表1-4-14 給付上限額 (2016年11月7日～)

地域	世帯タイプ	週給付額 (ポンド)
ロンドン	カップル及び一人親	週442.31ポンド (年23,000ポンド)
	単身者	週296.35ポンド (年15,410ポンド)
ロンドン以外	カップル及び一人親	週384.62ポンド (年20,000ポンド)
	単身者	週257.69ポンド (年13,400ポンド)

(9) 雇用における平等の確保

2010年平等法により、直接的差別、関係者差別、認知差別、間接差別、嫌がらせ、第三者による嫌がらせ及び報復的取扱いについて保護されている。保護の対象となる属性は、年齢、障害、性別転換 (Gender reassignment)、人種、宗教または信条 (Religion or Belief)、性、性的指向 (Sexual orientation)、婚姻・同性婚 (Civil partnership)、妊娠・出産である。

2017年4月からは、2010年平等法に関する2017年男女間賃金格差情報規則 (Equality Act 2010 (Gender Pay Gap Information) Regulations 2017) により、250人以上の労働者がいる事業主は、男女の賃金

■37) このほか、片親 (母子) 手当 (Widowed Parent's/Mother's Allowance、児童手当を受給している19歳未満の子を1人以上扶養し、死亡配偶者が保険料納付要件を満たす拠出を行っていたか労働災害で死亡した場合に支給)、遺族手当 (Bereavement Allowance、被保険者である配偶者が死亡した時点で45歳以上年金支給開始年齢未満の、片親 (母子) 手当を受給していない者等に支給) が含まれる。
 ■38) 就労能力が限られていることを理由とした普遍的給付のほか、雇用・支援給付のうち支援グループ (support group) を対象とする給付、障害生活手当 (Disability Living Allowance、移動やその他日常生活に介助を要する障害者に支給)、個人独立手当 (Personal Independence Payments、長期にわたる病気や障害のため費用を要する者に支給)、労働災害障害給付 (Industrial Injuries Disablement Benefit) 等が含まれる。
 ■39) 介護者手当 (Carer's Allowance、受給中の重度障害者を週35時間以上介護している者に支給) 及び保護者手当 (Guardian's Allowance、両親が死亡した児童を養育している場合に支給)、障害のある者の介護を理由とした普遍的給付が含まれる。

格差について報告を毎年行うことが義務とされている。

3 労働条件対策

(1) 制度概要

1996年雇用権利法 (Employment Rights Act 1996) においては、雇用される労働者は就労者 (worker) と労働者 (employee) の2種類が設けられている。就労者とは、①雇用契約 (contract of employment) により働いている者、②職業的または営業的事業の顧客でない契約の相手方に、当該個人本人が労働またはサービスをなし、または遂行することを約する他の契約により働いている者と定義されており、特に①に該当する就労者を労働者と定義している。就労者と労働者では認められる権利の範囲は表1-4-15のように異なる。

表1-4-15 就労者と労働者に認められる代表的な権利

就労者 (worker)	労働者 (employee)
<ul style="list-style-type: none"> ● 法定最低賃金 ● 賃金からの不当な天引きからの保護 ● 法定労働時間、休息时间、年次休暇 ● 出産給付、父親給付、両親共有給付 ● 雇用における平等 ● 内部通報の際の保護規定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労者としての権利に加えて、 ● 解雇予告期間 ● 不公正解雇 (unfair dismissal) に対する保護 ● フレキシブル・ワーキングの権利 ● 出産休暇、父親休暇、両親共有休暇、親休暇 ● 緊急時の休暇取得 ● 剰員整理手当

(資料出所) GOV.UK "Employment status" を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成

(2) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

2019年の週当たり名目賃金の上昇率は3.5%とここ数年で最大の伸びとなった。

表1-4-16 賃金及び消費者物価上昇率の推移

年	2015	2016	2017	2018	2019
週当たり賃金 (ポンド)	482	494	506	520	538
同上昇率 (%)	2.1	2.5	2.4	2.8	3.5
消費者物価上昇率 (%)	0.0	0.7	2.7	2.5	1.8

資料出所: 英国国家統計局 (ONS) "Average Weekly Earnings"、"Consumer Price Indices"

賃金上昇率については、厚生労働省大臣官房国際課にて算出。

注: 賃金には未払い賃金・ボーナスを含む。

2020年4月の被用労働者の労働時間・所定外労働時間は若干減少している。

表1-4-17 労働時間の推移(週当たり、被用者)

(時間)					
年	2016	2017	2018	2019	2020
被用労働者の労働時間	33.4	33.3	33.2	33.1	32.6
フルタイム労働者の労働時間	39.2	39.1	39.2	39.0	38.7
うち所定外労働時間	1.0	1.0	1.0	0.9	0.7

資料出所：国家統計局“Annual Survey of Hours & Earnings”

注1. 各年4月時点の数値である。

注2. 2020年の値は速報値。

注3. フルタイム労働者の定義は、労働時間が週30時間以上の者。

2019年度の労働災害発生件数は69.3万件と、2009年度以来の高水準となり、労働災害による労働損失日数も2007年度以来の高水準となった。その一方で死亡災害発生件数は調査開始以来最低の水準となっている。

表1-4-18 労働災害件数の推移

年	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
労働災害発生件数(推計、千件)	612	621	609	555	581	693
死亡災害発生件数(件)	142	147	135	141	149	111
被用者	97	108	99	97	106	77
自営業者	45	39	36	44	43	34
労働災害による労働損失日数(推計、千日)	4,075	4,493	5,536	3,927	4,706	6,316

資料出所：安全衛生庁(Health and Safety Executive)“Health and safety statistics”

(注1) 北アイルランドは除く。

(注2) 各年度は当該年の4月から翌年の3月までである。

(注3) 死亡災害発生件数の2019年度の数値は速報値。

(3) 最低賃金制度

1998年制定の全国最低賃金法において、法的拘束力を有する最低賃金の適用対象、最低賃金の決定方式等を定めている。低賃金委員会(Low Pay Commission)⁴⁰の勧告を踏まえ、政府が決定している。

適用対象は英国で労働する就労者であり、家内就労者(home worker)及び派遣労働者(agency worker)にも適用される。

最低賃金には、①25歳以上の者に適用される全国生活賃金(National Living Wage)、②21歳～24歳の者に適用される最低賃金、③18歳～20歳の若年就労者に

適用される若年者最低賃金、④16歳～17歳の若年者に適用される最低賃金及び⑤19歳未満または訓練開始後1年以内の養成訓練生に適用される最低賃金、の5種類がある。

表1-4-19 最低賃金額の推移(時給)

(ポンド)						
年月	2016年4月	2016年10月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月
25歳以上	7.20	7.20	7.50	7.83	8.21	8.72
21歳～24歳	6.70	6.95	7.05	7.38	7.70	8.20
18～20歳	5.30	5.55	5.60	5.90	6.15	6.45
18歳未満	3.87	4.00	4.05	4.20	4.35	4.55
養成訓練生(Apprentice)	3.30	3.40	3.50	3.70	3.90	4.15

資料出所：GOV.UK

注. 養成訓練生の最低賃金額は19歳未満または訓練開始後1年以内の養成訓練生に適用。

(4) 労働時間制度

イ 法定労働時間の原則

1998年労働時間規則(Working Time Regulations 1998)により、就労者の労働時間は、時間外労働を含め、17週の期間(参照期間:Reference Period)で週平均48時間を超えないものとされている。雇用期間が17週未満の就労者については、参照期間は当該雇用期間とされる。

ただし、以下に該当する場合等においては、上記の参照期間を26週間まで延長することができる。

- ① 就労者の職場と住居とが互いに離れている場合
- ② 就労者に複数の異なった職場があり、それぞれが互いに離れている場合
- ③ 就労者が警備及び監視活動に従事しており、財産及び人を保護するために継続的な駐在が必要な場合
- ④ 就労者の労働がサービス・生産の継続に関わる場合
また、労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づき、労働協約または労使協定が例外規定を置く場合には、参照期間を52週まで延長することができる。

就労者は書面によって、週48時間を労働時間の上限とする規定の適用除外を表明することもできる。適用除外は就労者本人が行わなければならない。労働協約で包括的に適用除外規定を設けることはできない。幹部管理職(managing executive)、家族就労者(family work-

■40) 公労使9人で構成される政府諮問機関で、ビジネス・エネルギー・産業戦略省に属している。

米
国

ers) 等については、法定労働時間、休息・休日及び深夜労働の規則は適用されない。

□ 深夜労働

深夜就労者 (night worker)⁴¹ の労働時間については、17週の参照期間を平均して1日当たり8時間を超えないものとしなければならない。ただし、労働協約または労使協定により、深夜就労者の変形労働期間等についても、原則を変更またはその適用を除外することができる。また、「特別な危険」または「重度の肉体的もしくは精神的緊張」を伴う労働については、深夜就労者が深夜労働を行うすべての24時間において、8時間を超えてはならない。事業主は、就労者が深夜就労者となる前及びその後定期的に無料の健康審査（通常は問診票による）を実施しなければならない。

ハ 休息・休日

(イ) 1日の休息時間

就労者には、任意の24時間につき、少なくとも11時間の連続した休息時間が与えられなければならない。また、労働日における労働時間が6時間以上の場合、連続する20分間の休憩が与えられなければならない。

(ロ) 1週の休息時間

就労者は、1週間につき24時間以上、または2週間につき48時間以上の連続した休息時間の権利を有する。

二 年次有給休暇

就労者は、年に週の就労日×5.6日間の年次有給休暇

(ただし最大で28日間⁴²とされている。)を取得する権利を有する。したがって、週5日労働している人の年次有給休暇は、年28日となる。なお、年次有給休暇は、勤務を開始した初日から取得可能である。

ホ フレキシブル・ワーキング (Flexible Working)

26週以上継続雇用されているすべての労働者 (employee) に、フレキシブル・ワーキング⁴³を要求する権利が認められている。雇用主は、申請を合理的に取り扱い⁴⁴、3ヶ月以内に返答しなければならない。拒否できる理由⁴⁵は1996年雇用権利法で定められている。

(5) 派遣労働施策

欧州の中で最も労働者派遣業が発達し、かつ規制の緩やかな国の一つと言われている。実質的な規制は2010年派遣労働者規則 (Agency Workers Regulations 2010)⁴⁶を除きほとんど存在しておらず、派遣労働の利用を限定する法的規定はない。2010年派遣労働者規則では、給与水準や、労働時間、時間外労働、休憩、休息時間、夜間労働、休日、祝日に関して派遣先の労働者と均等処遇をすることを定めている。従来、同一業務に12週間従事した派遣労働者のみが対象とされていたが、2020年4月6日以降は全ての派遣労働者に対象が拡大された。⁴⁷

(6) ゼロ時間契約対策

ゼロ時間契約 (Zero-hour contract) は、雇用主により仕事が提供された場合就労し、かつ雇用主による仕事の提供が保証されない就労形態である。⁴⁸ 一般的に

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ツ

英
国
(労働
施策)

E
U

■41) 通常の労働時間のうち少なくとも3時間以上を23時から翌朝6時まで（労使の合意により0時から5時を含む連続する7時間を別に指定することもできる。）の夜間に働くことが常態となっている就労者のことを言う。
■42) 事業主は年間8日ある祝日 (bank holiday) を年次有給休暇に含めることができる。
■43) 形態の例として、GOV.UKではジョブ・シェアリング (Job Sharing)、家での労働 (Working from home)、パートタイム (Part Time)、週労働日数の短縮 (Compressed hours)、フレックスタイム制 (Flexitime) などを挙げている。
■44) 申請の処理の方法については助言あっせん仲裁機構 (Advisory, Conciliation and Arbitration Service: ACAS) が「フレキシブル・ワーキングの要求に対する合理的な取り扱いに関する指針」(Code of Practice on handling in a reasonable manner requests to work flexibly) を公表している。同指針は雇用審判所における審判の指針としても用いられる。
■45) ①追加コストが必要となること②現在の労働者の中で仕事を再配分することが難しいこと③追加のスタッフを雇用することが難しいこと④仕事の質が低下することの弊害⑤仕事の結果 (performance) への弊害⑥顧客の要求に適合するための弊害⑦労働者が提案する期間における仕事量の不足⑧労働者の業務に対する組織の改編計画があること⑨その他規則で定められた理由に基づく場合、が定められており、これらの理由に当たれば雇用主は申請を拒否することができる。(1996年雇用権利法第80G条)
■46) 2008年のEU派遣労働指令 (指令2008/104/EC) 成立に伴い、国内法として整備された。
■47) 2018年2月に政府によりとりまとめられた「良い労働に向けた計画 (Good Work Plan)」(①英国の全ての労働が質の高いものであることを目指す、②労働者・就労者・自営業者の区分の明確化などを含めた法規制や就労者の権利の透明化・明確化に取り組む、③より安定的な労働契約を要求する権利を全ての就労者に拡大するなど、柔軟な労働形態から使用者だけでなく就労者も利益を受けられるようにする、ことなどを主な内容とする)を受けて対象が拡大されたもの。
■48) 1996年雇用権利法 (Employment Rights Act 1996) 第27A条 (1) に定義されている。なお、第27A条は2015年小企業・企業・雇用法 (Small Business, Enterprise and Employment Act 2015) により新たに設けられた。

は、就労者も仕事を引き受けるか否かを任意で決めることができる⁴⁹。なお、雇用法上、就労者（worker）として位置づけられている。2015年小企業・企業・雇用法（Small Business, Enterprise and Employment Act 2015）では、ゼロ時間労働契約における排他条項の禁止⁵⁰が盛り込まれており、政府に対し、ゼロ時間契約就労者の保護に関する規制の制定権を与えている。

(7) 労働安全衛生施策

労働安全衛生に関する法律としては、1974年職場における健康・安全法（Health and Safety at Work etc Act 1974）があり、雇用年金省安全衛生庁（Health and Safety Executive）が所管している。同法では、使用者に合理的に実行可能な範囲において、全ての労働者の就労中の衛生、安全、福祉を実現する義務があると定められている。法律では基本的な事項のみが定められており、これに加え、規則（Statutory Instruments）、指針（Guidance）、承認実施準則（Approved Code of Practice）が安全衛生庁により定められている。こ

のうち指針、承認実施準則は、遵守は強制されていないが、遵守していない状況で災害が起こった際、使用者が他の方法により同等以上の防止対策を講じていない場合、責任を問われることとされている。

(8) 労災保険制度

一般の社会保障給付に統合されたため、現在、労災補償給付としては、労働災害障害給付（Industrial Injuries Disablement Benefit）が存在するのみとなっている。

(9) 解雇規制

イ 個人的理由による解雇（普通解雇）

1996年雇用権利法（Employment Right Act 1996）により、不当に解雇されない権利が認められている。

(i) 解雇予告

労働者による暴力や窃盗などの不法行為を理由とした場合を除き、事業主が解雇を行う場合には、①勤続期間

表 1-4-20 労災保険制度

名称	労働災害障害給付（Industrial Injuries Disablement Benefit）	
根拠法	1998年社会保障法（Social Security Act 1998）、1992年社会保障給付拠出法（Social Security Contributions and Benefits Act 1992）、1992年社会保障管理法（Social Security Administration Act 1992）	
運営主体	雇用年金省が管理運営し、ジョブセンター・プラスが給付業務を行う。	
被保険者資格	被用者（自営業者は適用除外）	
給付の種類・給付内容	医療給付	治療あるいはリハビリテーションは、労災補償（医療給付）としてではなく、国民保健サービス（NHS）として行われている。NHSは税金を財源とし、全国民に原則無料で行われている。
	一時的な労働不能給付	英国国内で就業していて、業務上の負傷や職業性疾患として認知されている70を超える疾病に対して支給され、事故発生日（あるいは発病日）から起算して91日後から支給される。給付は医師により判定された障害程度（1～100%）に応じて支給される。原則として障害程度が14%以上の場合のみ支給され、支給額は障害程度が100%の場合で週182ポンド（2020年度）。障害程度が100%であり、日常生活で介助が必要とされた場合には常時付添手当（Constant Attendance Allowance）や特別重度障害手当（Exceptionally Severe Disablement Allowance）などの付加給付を受けることができる。
	永久的な労働不能給付	一時的な労働不能給付と同じ。（一時的・永久的の区別はない。）
	遺族	社会保障給付として支給される。
	その他	-
財源	保険料	なし。
	公費負担	費用の全額が公費により賄われている。
実績	受給者数	265,070人（2020年3月）
	支給総額	8.38億ポンド（2018～19年度）
	基金残高等	-

■49) ただし、就労者が仕事を引き受けることを拒否した結果、仕事が提供されなくなるリスクがあることが指摘されている。
 ■50) ①他の労働契約に基づいて仕事を行うことを禁止すること、②他の労働契約に基づいて仕事を行う場合に使用者の許可を必要とすること、が排他条項として禁止されている。（2015年改正後の1996年雇用権利法（Employment Rights Act 1996）第27A条（3））

米
国

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ッ

(労働施策)
英
国

E
U

が1か月以上2年未満の者の場合は1週間、②勤続期間が2年以上12年未満の者の場合は継続雇用年数×1週間で計算した期間、③勤続期間が12年以上の者の場合は12週間の予告期間が必要である。

(ロ) 解雇手続

継続雇用期間が2年以上の労働者が解雇事由の開示を要求した場合には、2週間以内に書面により開示しなければならない。出産休暇中の労働者を解雇する場合には、労働者からの要求がなくても、継続雇用期間に関わらず解雇理由を書面で開示しなければならない。

(ハ) 判断基準

労働組合員資格や活動、妊娠や出産、安全衛生活動、制定法上の権利の主張等を理由とする解雇は自動的に不公正解雇 (Automatic unfair dismissal)⁵¹ とされる。

これ以外の場合であって、解雇が①労働者の職業的な能力や資格に関するものであること、②労働者の非行に関するものであること、③労働者が剰員であること、④労働者をその仕事に就かせることが法律上の定め違反すること、⑤その他解雇を正当化できる実質的な理由であることのいずれかに基づくことを事業主が証明し、かつ事業主の取った行動・対応が合理性を有すると認められる場合には、解雇の公正さが認められる。

(ニ) 救済

勤続2年以上（自動的に不公正解雇とされる事由に該当する場合、勤続期間要件は不問）の労働者は、不公正解雇について雇用審判所へ不服申立てを行うことができる。雇用審判所へ不服申立てを行う前に、助言あっせん仲裁機構 (Advisory, Conciliation and Arbitration Service: ACAS) で訴訟前調停手続を行うこととされている。雇用審判所は、不公正解雇と認められる場合には、①職場復帰または再雇用の命令、②補償金といった救済を与える。

ロ 経済的理由による解雇（整理解雇）

1992年労働組合労働関係（統合）法 (Trade Union and Labour Relations (Consolidation) Act 1992) 及び1996年雇用権利法により、一定の規制がなされている。

(イ) 労働者代表との協議

90日以内に同一の事業所 (establishment) において20人以上の解雇を行う場合には、事業主は労働組合等と事前に協議を行わなければならない。具体的には、①同一の事業所において100人以上の労働者を解雇しようとする場合には、最初の解雇が実施される日より45日以上前に、②同一の事業所において20人～99人の労働者を解雇しようとする場合には、最初の解雇が実施される日より30日以上前に、独立し、かつ事業主により承認された、当該労働者が加入する労働組合（ない場合には労働者代表または労働者本人）と協議を行うことが義務付けられている。事業主は労働組合等との協議に際し、①解雇の理由、②解雇予定人数とその種類、③選別の方法、④解雇の実施方法、⑤剰員整理手当の額の算出方法について、書面にて通知しなければならない。

(ロ) 政府機関に対する整理解雇の届出

20人以上の解雇を行う場合には、剰員整理手当サービス (Redundancy Payment Service)⁵² に対して、①同一の事業所において100人以上の労働者を解雇しようとする場合には、最初の解雇が実施される日より45日以上前に、②同一の事業所において20人～99人の労働者を解雇しようとする場合には、最初の解雇が実施される日より30日以上前に、届出を行わなければならない。なお、当該届出は、個別の労働者に解雇通知が送付される前に行われる必要がある。

(ハ) 剰員整理手当 (Redundancy Payment)

1996年雇用権利法における労働者は事業主に対して剰員整理手当を請求することができる。ただし、同手当の権利が発生するのは、勤続期間が2年以上の場合のみ

■51 自動的に不公正解雇に該当する項目の詳細については、英国政府ポータルサイト "GOV.UK" (<https://www.gov.uk/dismiss-staff/unfair-dismissals>) を参照のこと。
■52 ビジネス・エネルギー・産業戦略省の執行機関 (executive agency) である破産サービス (Insolvency Service) に属する。

である。法定額（Statutory redundancy pay rates）は、

- 22歳未満の勤続期間1年につき0.5週間分の賃金相当額
- 22歳以上40歳以下の勤続期間1年につき1週間分の賃金相当額
- 41歳以上の勤続期間1年につき1.5週間分の賃金相当額

を合計した額となっている。ただし法定額については、算出に用いる賃金相当額の上限として週538ポンド、総額の上限として16,140ポンド（それぞれ2020年4月6日以降の額）が設定されている。

(10) 出産休暇及び育児休暇制度等

イ 概要

1996年雇用権利法における労働者は、出産休暇・父親休暇・両親共有休暇（出産休暇の代わりに取得可能）・親休暇といった休暇を取得することができる。1996年雇用権利法における就労者は上記休暇の取得はできないが、出産給付等の給付は取得が可能である。また、子を持つ親には児童手当が支給される。

ロ 出産時の母親に対する休暇・給付

(イ) 出産休暇（Maternity Leave）

母親が労働者である場合、最大52週間⁵³の出産休暇が認められている。

(ロ) 法定出産給付（Statutory Maternity Pay）

出産予定週の15週間前の時点で同じ事業主に連続して26週以上雇用されており、かつ賃金要件⁵⁴を満たす場合には、法定出産給付の対象となる。法定出産給付が支給される期間は最長39週間となっており、最初の6

週間は平均賃金の90%が、残りの33週間は週151.20ポンド（2020年度）⁵⁵が事業主から支払われる。なお、事業主は法定出産給付の支払い分について、税、国民保険料の支払いから控除することができる⁵⁶。

(ハ) 出産手当（Maternity Allowance）

法定出産給付の受給要件を満たさない場合、出産予定日までの66週間のうち26週間就労しているか、自営業者で国民保険料の納付要件を満たしている場合で、13週間以上週30ポンド以上の収入がある場合、ジョブセンター・プラスを通じて出産手当を受給できる。出産手当の給付期間及び支給額は、39週間、週151.20ポンド（2020年度）である。⁵⁷

ハ 父親休暇・父親給付

(イ) 法定父親休暇（Ordinary Statutory Paternity Leave）

母親の配偶者・パートナーは、出産予定週の15週間前の時点で同じ事業主に労働者として連続して26週以上雇用されている場合、出産後8週間以内に1週間または連続した2週間の法定父親休暇を取得できる。

(ロ) 法定父親給付（Paternity Pay）

出産予定週の15週間前の時点で同じ事業主に連続して26週以上雇用されている場合で賃金要件⁵⁸を満たす場合対象となり、週151.20ポンド（2020年度）⁵⁹を事業主から受け取ることができる⁶⁰。

ニ 両親共有休暇・給付

(イ) 両親出産休暇（Shared Parental Leave）

子の出生後2週間⁶¹以降、母親が取得または受給できる法定出産休暇の代わりとして、パートナーが交互また

■53) 26週間の通常出産休暇（Ordinary Maternity Leave）と、続く26週間の追加出産休暇（Additional Maternity Leave）で52週（1年）。出産予定日の11週間前または実際の出産日以降から取得が可能。産後2週間（工場働く場合4週間）の取得は義務。

■54) 出産予定週の15週間前までの8週間の算定期間における平均週当たり賃金が報酬下限額（Lower Earnings Limit: LEL、2020年度においては週120ポンド）以上。

■55) 平均賃金の90%が151.20ポンドに満たない場合は平均賃金の90%。

■56) 第1種国民保険料の当該年度の支払い額が45,000ポンド未満の場合は、法定出産休暇給付として支払った額の103%分の控除を受けることができ、45,000ポンド以上の場合は92%分の控除を受けることができる。

■57) 平均賃金の90%が151.20ポンドに満たない場合は平均賃金の90%。なお、自営業者で国民保険料の納付要件を満たしていない場合には39週間週27ポンドが受給できる。自らが有償の就労をしていない場合でも、自営業者のパートナーであるなどの要件を満たした場合14週間週27ポンドの出産手当を受給できる。

■58) 出産給付の賃金要件と同じ。

■59) 平均賃金の90%が151.20ポンドに満たないときは平均賃金の90%。

■60) 事業主は出産給付と同様に、支払い分につき、税、国民保険料の支払いから控除することができる。

■61) 母親の産後2週間の出産休暇取得は義務。

米
国

は同時に、最小1週間単位⁶²で両親共有休暇を取得できる。両親とも出産予定日の15週間前の時点で同じ事業主に労働者として26週間以上雇用されており、かつ休暇取得開始時に同じ事業主に雇用され続けている場合、両親共有休暇を共に取得できる。

(ロ) 両親共有給付 (Shared Parental Pay)

両親共に、出産予定日の15週間前の時点で同じ事業主に26週間以上雇用され、かつ同じ事業主に雇用され続けており、かつ賃金要件⁶³を満たす場合には、法定出産給付の代わりに両親共有給付を受けることができる。給付期間は法定出産給付の残余期間、事業主からの給付額は週151.20ポンド⁶⁴ (2020年度) となっている⁶⁵。

ホ 親休暇 (Parental Leave)

対象者は、1年以上継続して労働者として雇用され、かつ子に対して責任を有する者である。実親、養親を問わない (ただし、里親は対象とならない)。

休業期間は、1人の子につき、子が18歳となるまでの間の18週間である。ただし、1人につき1年間に最大4週間までとされ、取得は原則として1週間単位となる。休業給付はない。

ヘ 児童手当 (Child Benefit)

16歳未満の子 (一定の訓練または教育を受けている子の場合20歳未満) を持つ親に支給される。2020年度の児童手当は、週あたり第1子21.05ポンド、第2子以降1人につき13.95ポンド。両親の所得のうち高い額が年額5万ポンドを超える場合、その超える額が100ポンドを増すごとに児童手当の1%相当額ずつ課税される⁶⁶。

4 労使関係施策

(1) 労使団体

イ 労働組合員数及び組織率

組織率は、男性よりも女性が高い割合で推移してい

る。部門別の組織率の差が大きく、2019年の公的部門の組織率は52.3%である一方、民間部門では13.3%であった。

表 1-4-21 被用者における労働組合員数及び組織率の推移

年	2015	2016	2017	2018	2019
労働組合員数 (千人)	6,497	6,230	6,247	6,350	6,440
男性	2,902	2,824	2,853	2,829	2,750
女性	3,595	3,406	3,394	3,521	3,690
組織率 (%)	24.7	23.5	23.3	23.4	23.5
男性	21.8	21.2	21.0	20.7	20.1
女性	27.7	26.0	25.6	26.2	27.0

資料出所: ビジネス・エネルギー・産業戦略省 "Trade Union Membership 2019"
(注) 各年の値は第4四半期における数値である。

ロ 労働者団体

最大の労働者団体は、1868年設立の英国労働組合会議 (Trades Union Congress: TUC) である。TUCの加入組合数は48、組合員数は約550万人とされている。

ハ 使用者団体

最大の使用者団体は、1965年設立の英国産業連盟 (Confederation of British Industry: CBI) である。

(2) 労働争議の発生件数等

2018年の争議件数・参加人員・労働損失日数はいずれも低水準であった。

表 1-4-22 労働争議件数等の推移

年	2014	2015	2016	2017	2018
争議件数 (件)	155	106	101	79	81
参加人員 (千人)	733	81	154	33	39
労働損失日数 (千人日)	788	170	322	276	273

資料出所: 英国国家統計局
注: 10人未満あるいは1日未満の労働争議で、労働損失日数が100人日未満の労働争議は含まない。

5 最近の動向

(1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別措置

新型コロナウイルス感染拡大に伴いロックダウンが実

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ツ

英国
(労働施策)

E
U

■62) 両親共有休暇は3分割 (3 blocks of leave) して取得することができる。ただし事業主の同意があればそれ以上の分割も可能。
■63) 出産給付の賃金要件と同じ。
■64) 平均賃金の90%が151.20ポンドに満たないときは平均賃金の90%。
■65) 事業主は出産給付と同様に、支払い分につき、税、国民保険料の支払いから控除することができる。
■66) 課税額が児童手当の額を超えることはない。

表 1-4-23 労働者への給与補償制度の内容

時期	対象者	支援内容
2020年3月～7月	2020年2月28日以前から雇用している労働者（2020年2月28日以降解雇し再雇用された者を含む）を休業させた事業主。7月以降は労働時間の短縮をした労働者も対象となる。	労働者に支払う休業時間に相当する賃金の80%分（1人当たり月2,500ポンドを上限）及び国民保険料・自動加入職域年金（pension auto-enrolment） ⁶⁷ の事業主負担部分を支援。
2020年8月		労働者に支払う休業時間に相当する賃金の80%分（1人当たり月2,500ポンドを上限）を支援。
2020年9月		労働者に支払う休業時間に相当する賃金の70%分（1人当たり月2,500ポンドを上限）を支援。事業主は賃金の10%分を負担。
2020年10月		労働者に支払う休業時間に相当する賃金の60%分（1人当たり月2,500ポンドを上限）を支援。事業主は賃金の20%分を負担。
2020年11月～2021年4月	2020年10月30日以前から雇用している労働者（2020年9月23日以降解雇し再雇用された者を含む）を休業させた事業主。労働時間の短縮をした労働者も対象となる。	労働者に支払う休業時間に相当する賃金の80%分（1人当たり月2,500ポンドを上限）を支援。

米
国フ
ラ
ン
スド
イ
ッ(労働施策)
英
国E
U

施されたことを受けて、以下の特別措置が実施されている。

イ 労働者への給与補償制度 (Coronavirus Job Retention Scheme)

2020年4月に導入された（ただし3月1日から遡及適用される）時限措置で、労働者を休業させ、その雇用を維持した事業主に休業時の賃金を支援する。当初は2020年10月末までの実施が予定されていたが、その後の感染再拡大を受けて2021年4月末まで延長されている。支援内容は時期により表1-4-23のとおり異なる。

ロ 自営業者所得支援制度 (Self-Employment Income Support Scheme)

自営業者を対象とする支援制度で、新型コロナウイルスにより大幅に需要が減少したあるいは事業を一時的に停止した自営業者で、原則として2018～19課税年度 (tax year)⁶⁸における自営業による所得額がその他の所得額の合計を上回っており、2018～19、2019～20両課税年度において自営業を営んでいた者を対象としている。支援は3か月単位で行われ、支援額は

- 2020年5～7月、2020年11月～2021年1月は直近3課税年度の収入の80%（月当たり2,500ポンドを上限）
- 2020年8～10月は同70%（月2,190ポンドを上

限)

となっている。2020年2～4月分の支援額については2020年12月現在未定となっている。

ハ 法定傷病給付 (Statutory Sick Pay) の特例

法定傷病給付は本来、病気で休業した労働者に対し、3日間の待期期間の後事業主負担で週95.85ポンド（2020年4月以降）支給される制度である。2020年3月からの臨時措置として、労働者自身又は家族が新型コロナウイルスに感染又は自主隔離により休業する場合も支給対象とされ、この場合の待期期間は不要とされた（ただし、4日以上の上休が必要）。また、労働者数250人未満の事業者で労働者が新型コロナウイルスにより法定傷病給付を受けた場合には、14日目までの支給額全額が国から補助される。

ニ 福祉給付の一時増額

普遍的給付（2（8）ロ参照）の基礎額及び就労税額控除（2（8）ハ参照）の基礎的要素について、2020年度の限定措置として週20ポンドが増額されている。

(2) 雇用のためのプラン (Plan for Jobs)

2020年7月に、新型コロナウイルスの感染拡大による経済や雇用への影響に対応するため、雇用維持や就労支援、またインフラ整備などを通じた雇用創出策などを

■67) 2008年金法 (The Pension Act 2008) では、すべての事業主は、一定の要件（22歳以上年金支給開始年齢以下であること、年収10,000ポンド以上（2020年度）であること、英国内で就労していること）に該当する被用者を、政府が定める基準を満たす職域年金に加入させなければならないとされている。詳細は社会保障施策2（2）を参照。

■68) 税申告に用いられる年度で、4月6日から翌4月5日まで。

米
国

盛り込んだ新たな政策パッケージとして「雇用のためのプラン」(Plan for Jobs)が発表され、実施されている。主要な施策としては、以下が行われている。

イ 養成訓練制度 (Apprenticeship)⁶⁹ の追加補助

事業主が養成訓練制度に基づき、養成訓練生を2020年8月から2021年3月の期間に新規に受け入れた場合、事業主に対して16歳~24歳の場合は2,000ポンド、25歳以上の場合は1,500ポンドが支給される。

ロ キックスタート・スキーム (Kickstart Scheme)

16歳~24歳の普遍的給付 (Universal Credit) 受給者で、長期失業のリスクのある者に6か月間の雇用機会を与え、OJTを提供する制度で、2021年末までの期間限定措置とされている。若者を受け入れた事業者に対しては、週25時間までの最低賃金相当額及び国民保険料・自動加入職域年金の事業主負担分が補助されるほか、一時費用として1,500ポンドが補助される。

ハ トレーニーシップ (Traineeship)⁷⁰ に対する補助

2020年9月から2021年7月までの間、新規にトレーニーシップの受入を行った事業主に対して1人当たり1,000ポンド (1事業主あたり10人を上限とする) の補助金を支給する。

(3) 新たな職業教育 (T Levels) の新設

義務教育後の高等教育や養成訓練制度に代わる第三の選択肢として職業教育であるTレベル (T Levels) が2020年9月から試行されている。16歳以上を対象とした2年間の職業教育で、座学と315時間以上のOJTにより構成されることとなっている。養成訓練と異なり座学が中心となっていることが特徴である。2020年9月に開始されたのは①建築デザイン・測量・計画、②デジタルデザイン・製造・開発、③教育・保育の3分野で、2023年までに対象分野を24分野までに順次広げることとしている。

資料出所：

■69) 2 (6) に参照。
■70) 2 (3) に参照。

- 英国政府ポータルサイト GOV.UK
<https://www.gov.uk/>
- 国家統計局 (Office of National Statistics)
<https://www.ons.gov.uk/>
- 雇用年金省 (Department for Work & Pensions)
- 歳入関税庁 (HM Revenue & Customs)
- 助言斡旋仲裁機構 (Advisory, Conciliation and Arbitration Service: ACAS)
- 安全衛生庁 (Health and Safety Executive)
<http://www.hse.gov.uk/>
- 英国国会 “Research Briefings”
<http://researchbriefings.parliament.uk/>

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ツ

英
国
(労働
施策)

E
U